



公費医療助成の届出を 確実にお願いします

公費医療助成は、法律や条例に基づき、心身障害をお持ちの方等の医療機関における窓口負担額の全部又は一部を国や地方公共団体が助成する制度です。

医療費の重複支給を避けるため附加金等の調整を行いますので、必ず届出をお願いします。

公費医療助成を受けることになったときは医療証を添付して「**公費医療助成認定届出書**」を、公費医療助成を受けられなくなったとき(完治、転居、所得制限、制度変更等)は「**公費医療助成取消届出書**」を速やかに所属所の事務担当者まで提出してください。

例えば

主な公費医療助成には以下のようなものがあります。

- ・乳幼児医療費助成(マル乳)
- ・義務教育就学児医療費助成(マル子)
- ・ひとり親家庭医療費助成
- ・難病等医療費助成
- ・心身障害者(児)医療費助成
- ・自立支援医療助成 等

※自治体により助成内容(名称、対象年齢、一部負担額の有無、所得制限の有無等)が異なります。
助成の対象となるかどうかは、居住地の市区町村又は都道府県にお問い合わせください。

適切な給付のために公費医療助成の正しい情報が必要です。

Aさんの家の場合

設定

- 居住地:東京都P区
- 標準報酬月額:410,000円
- 被扶養者の年齢:1歳
- 助成内容:乳幼児医療費助成制度[マル乳医療証を所持]
- 都内の医療機関に入院した場合

		総医療費 100万円			
通常の窓口負担額	8割=80万円	負担額 2割=20万円			
ケース A 届出がない場合の 共済組合の取扱い (組合員等の窓口負担あり)	共済組合負担	窓口負担額のうち共済組合から後日給付される額 174,970円		組合員負担額	
	80万円	高額療養費 112,570円	附加給付 62,400円 (100円未満切捨て)	25,030円 (25,000円+100円未満の端数)	
ケース B 届出がある場合の 共済組合の取扱い (組合員等の窓口負担なし)	共済組合負担	組合員負担なし(共済組合からの給付は0円)			
	80万円	公費医療費助成(P区負担) 20万円			

マル乳医療証を所持し届出がない場合

本来はケースBに該当するが、届出がないのでケースAとして処理するため、高額療養費と附加給付(計174,970円)を後日組合員に給付します。実際には医療機関での窓口負担はなかったため**給付を受けた174,970円は返還していただくことになります。**

マル乳医療証の取消届出がない場合

本来はケースAに該当するが、届出がないのでケースBとして処理します。実際に窓口負担が発生しているにもかかわらず、共済組合からの給付が行われないため、**高額療養費や附加給付を受け取れない場合があります。**

「公費医療助成認定届出書」
「公費医療助成取消届出書」
の様式について

「福利厚生事務の手引 別冊様式集(平成28年3月)」P97 をコピーして使用してください。共済組合のホームページからも印刷が可能です。

<http://www.kouritu.go.jp/tokyo/tetsuduki/chiryo/kohi/index.html>



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827